

公益社団法人への移行に至る経過

2012年4月2日作成

① 新公益法人制度の施行

公益法人制度改革関連3法が2008年12月1日より施行されたことを受け、旧民法第34条に設立根拠を持つ既存の社団・財団法人は、2013年11月30日を期限として所要の手続きを済ませ、一般社団・財団法人か公益社団・財団法人に移行するか、自主的に解散するか、選択することとされました。

これにより、社団法人である当研究所も、一般社団法人か公益社団法人のいずれかを選択し、上記の期限までに、新制度に基づく法人形態に移行することを求められることになりました。

② 新公益法人制度への対応の開始

2009年度第45回定期総会（09.05.14）では、「自治労北海道本部をはじめとする各関係機関との協議や財団法人地方自治総合研究所との意見交換を実施し、当研究所が新制度下で選択すべき法人形態や移行時期について検討する」ことを提案し、承認を受けました。

その後、2009年度における議論を経て、「公益社団法人への移行」の方針を確認しました。

③ 公益社団法人への移行方針の決定

2010年度第46回定期総会（10.06.14）では、「公益社団法人への移行」の方針を提案したほか、2010年度において「移行に関わる作業の内容や申請時期などについて整理・検討すること」を提案し、それぞれ承認を受けました。

④ 公益社団法人への移行認定申請に向けた作業の開始

第46回定期総会での承認を受け、2010年度は、所内にプロジェクトチーム（PT）を設置し、公益社団法人への移行認定申請（以下、公益移行認定申請）に向けて、新定款および諸規程の各案の作成、財務関係書類の整理、その他の課題の整理などを進めたほか、関係する諸団体との間で具体的な協議を開始しました。

⑤ 2011年度内の申請実施の確認

2011年度第47回定期総会（11.06.06）では、「2011年度内に、公益社団法人の認定を得られるよう、引き続き申請書類の整備を行い、認定申請の手続きに入ることを提案し、承認を受けました。また、「公益社団法人移行後の定款（案）、諸規定（会員規程、役員報酬規程）の各案を提案し、承認を受けたほか、新定款（案）、諸規定（案）の字句修正の必要が生じた場合の対応について、軽微な修正の場合、事務局で対応し、直近の理事会に報告するとすること、重大な修正の場合、理事会の議を経て臨時総会を開催し、変更の承認を得るとすることを提案し、承認を受けました。

⑥ 申請書類の整備

第47回定期総会での承認を受け、2011年度は、同年度内における公益移行認定申請の実施に向けて、行政庁（北海道総務部行政改革局法人団体課公益法人グループ、札幌法務局）や、自治労北海道本部、高野会計事務所などの関係団体との協議を重ねながら、新たな定款および諸規程の整備、その他申請書類の準備などを進めました。

⑦ 公益移行認定申請の実施

当研究所による公益移行認定申請は、2011年12月19日をもって、所管庁である北海道庁に対し、電子申請によって行われました。

⑧ 北海道公益認定等審議会による認定の答申

当研究所の公益移行認定申請にかかる案件は、平成23年度第17回北海道公益認定等審議会（2012年1月25日）において、「認定について相当」とする答申書が道庁に示されました。

⑨ 公益社団法人の認定書の受領

当研究所は、2012年3月19日をもって、北海道庁より公益社団法人の認定書（法人第2514号指令）を受領しました。

⑩ 公益社団法人への移行

公益移行認定を受け、当研究所は、2012年4月1日をもって、公益社団法人へ移行（社団法人北海道地方自治研究所の解散、公益社団法人北海道地方自治研究所の設立を札幌法務局に登記）しました。